

〈研究ノート〉

葬祭と近世の寺院

——新義真言宗田舎本寺大悲願寺の事例を中心に——

日暮義晃

はじめに

辻善之助氏はいわゆる「仏教墮落論」を唱えられた⁽¹⁾。近世仏教史研究は、この仏教墮落史観をいかに克服するかという大きな課題を与えられ、様々な研究や提言が示されていった。本稿との関わりで言えば、民衆と寺院が取り結んだ諸関係に注目するという宗教社会史の立場がその一つである⁽²⁾。ここでは寺檀制度の成立過程を、辻説のように本末制度と檀家制度で形式化し仏教が墮落したとするのではなく、中世から近世に至る過程で、菩提寺で葬儀を執り行つてもらう事を望んだ民衆の要求と、それに応じて教線を拡大していった寺院側の対応が檀家制度の前提となつたという評価⁽³⁾に基づき、その上で仏教が民衆世界とどのような関係を築いていったかを具体的に検討される。

こうした観点からの研究には浄土真宗史からの進展があげられる⁽⁴⁾。それに比して他宗の研究はやや停滞している感がある。本稿で取り

上げる新義真言宗について言えば、朴澤直秀氏による研究があげられる。氏は、武蔵国において宗教施設を媒介として僧侶と檀家や周辺地域とが結ぶ諸関係を詳細に示され、安房国の田舎本寺を中心とした地方教団組織の実態と展開を明らかにされた⁽⁵⁾。檀家や地域と新義真言宗寺院が取り結んだ関係や地方教団組織の特徴などの研究が徐々になされているといえる。民衆世界との関わりについては、葬式や祈祷などと言つた宗教儀礼を通じた関係もまた検討する必要があるのである。葬式の歴史については概説的な研究や最近では浄土真宗の具体例などが示される一方、やはり他宗派の動向はほとんど見られない⁽⁶⁾。

本稿では以上のような研究状況を踏まえ、新義真言宗の特色である祈祷にも注目し、寺院が檀家や周辺地域からの葬祭や祈祷などの要求にどのように応えていたのか、寺院側から子細に分析すること⁽⁷⁾を目的とした。対象はあきる野市横沢の新義真言宗大悲願寺である⁽⁸⁾。

一、大悲願寺の葬式事例

「密教大辞典」には、葬式とは死者を葬る儀式で、葬儀・葬礼・葬送・葬終等の異称があり、密教の葬式では亡者に引導法を授けることを本旨とし、葬送の儀式はこの付随であると記され、地方により様々な慣習があり種々の儀式がなされるとされている。

大悲願寺過去帳より戒名件数の推移をみると、寺檀制度の確立以前である元和元年（一六一五）から寛永一五年（一六三八）では年平均約四軒で、本末帳が整備され寛文・延宝の検地が行われた、寛永一六年（一六三九）から延宝八年（一六八〇）の期間には年平均

約六軒となり、天和元年（一六八一）から享保一七年（一七三二）では約九軒（子供の戒名を除くと約七、四軒）となっている。村落構造の変化による人口増や疫病・飢饉などの自然災害も踏まえるべきたが、葬儀件数は近世初頭から比べ、天和・享保期には倍増していると考えられる。

表一は「万記録」から葬礼・年忌・戒名事例を抜き出し作成した。大悲願寺が直接関わったものだけを集め、僧侶の葬式や他宗の檀家の事例などは除いている。以下では表一からいくつかの事例をとりあげ具体的に紹介してゆきたい。

表一 「万記録」にみえる檀家の葬礼・年忌の記事（法名に関する記事含む）

年月	種別	内容	金額	備考
天明五・一一	年忌	三靈の年忌・塔婆、請待	二朱	
天明七・一一	剃髮	伊奈村鬮耳藤兵衛剃髮入道願「学道」	五〇〇匁	
天明七・一一	葬式	横沢村伝而房祖母	一〇〇匁・単物	
天明七・一一	葬式	伊奈村宇兵衛母	色幕代南鏡三片、極上木綿一反	
天明七・一一	逆修	伊奈村六郎右衛門石塔、道号と居士号	野布施五〇〇匁、且払一兩・綿入一	居士号に改め、先年一兩瓦代
天明七・四	年忌	館谷村重藏、信士号、請待	二〇〇匁・二升	
天明七・六	年忌	豊原村仙次郎祖父三年忌	野布施二〇〇匁、且払一分二朱・綿入二兩一分・義	
天明八・四	葬式	伊奈村惣八、使僧竜性寺	現一〇〇匁	
天明八・四	葬式	伊奈村石川兵左衛門養母おいよ、請待	野布施南鏡一片、伴僧一〇匁、且払礼・色幕代二兩二分・奈良晒半疋	
天明八・六	葬式	伊奈村治郎右衛門	一分二朱・帯一筋	
天明八・八	葬式	伊奈村河野佐五右衛門（善治郎）、請待	野布施一貫文、伴僧二〇〇匁・一〇〇匁・隠居三〇〇匁・下男包	
天明八・九	葬式	横沢村吉兵衛母、逆修道号済	銭、弟大坂屋布施二〇〇匁、隠居一〇〇匁、所化一〇〇匁、男共一〇〇匁、メ一兩一分、且払礼・幕代一兩二分・奈良晒半疋・帯一筋・新小袖二・義現二〇〇匁、且払招待布施当院一〇〇匁・弟子二〇〇匁・一〇〇匁	
天明八・一〇	葬式	伊奈村善達法師	葬礼二分、弟子三〇〇匁	困窮、色幕・贈物無し
			礼一〇〇匁・色幕四〇〇匁・単物一・拾一、外に奉納物	

天明八・一一	葬式	横沢村七郎左衛門	野布施二〇〇文		
天明八・一一	葬式	横沢村名主半六	野布施二〇〇文、幕二方(簡略)		〔仕方不相応〕
天明八・一二	葬式	横沢村仁右衛門	野布施二〇〇文、且弘一貫文		
寛政二・四	年忌	石川兵左衛門舅・姑年忌、塔婆、請待	布施一〇〇疋、米五升、請待布施一〇〇疋		
寛政二・一二	出家	伊奈村石川古庵老母・剃髮・法名願			
寛政二・一二	逆修	館谷村岸野おさき、大姉号	三両(兄弟分含む)		観音堂入用に
寛政六・一	葬式	館谷村忠治郎実父、請待(古例あり)	謝礼二分・贈物六〇〇文		〔困窮故〕
寛政六・七	戒名	新末寺無住西蓮寺、檀家五名の戒名を禪定門から信士・女へ、新末報謝金とする			
寛政六・七	葬式	横沢村高橋金右衛門	且弘二分・錢一貫文・白木綿二反		
寛政六・八	葬式	伊奈村勘兵衛娘	礼一貫文・幕代三〇〇文・八丈・柳丈帯・絹単物・小僧一〇〇文		
寛政六・八	年忌	河野善治郎父七回忌、二僧招く	布施一〇〇疋・米五升・早松茸三・大根五		
寛政六・八	葬式	伊奈村石川古庵養母	礼金二〇〇疋・色幕代二朱・衣代二朱・帯一筋		
寛政六・九	葬式	伊奈村平治郎実父	且弘三分(色幕代含む) 白木綿二反・帯一筋		
寛政六・一一	葬式	伊奈村彦左衛門成就院旦那、無住中留守居僧遣わす			
寛政七・一	葬式	館谷村おさき、請待	野布施五〇〇文、且弘請待布施三〇〇銅・伴僧一〇〇文宛 礼二		且弘請待の布施相応
寛政七・三	戒名	成就院大福直右衛門院号免許	分・綿入一帯		
寛政七・四	施餓鬼	野口弥兵衛先祖の為修行願い	一五両		
寛政七・六	葬式	伊奈村九左衛門(普門院旦那)妻、兄孫兵衛家永く旦那跡(永代供養カ)	布施一両、閑居五〇疋以下三〇疋・二〇疋・一〇疋(貫七〇〇文)		四ヶ寺、隠居、弟子
寛政七・六	戒名	横沢村銀右衛門亡父一周忌道号永代願い	官金三両		永代供養
寛政七・六	葬式	横沢村近藤忠七母	三〇〇文		元道号の家、値引
寛政七・六	葬式	伊奈村対馬妻、請待 院号(古例に付許可)	礼一分二朱・白木綿一反・弟子一〇〇文		
寛政七・一一	葬式	伊奈村大福忠兵衛、居士号一代限り	礼一両・贈物三品、幕代二〇〇疋、院号礼二〇〇疋		
寛政九・一	葬式	伊奈村大福彦兵衛継母、成就院旦那、導師に請待	官金一両、且弘一両・色幕一分、白木綿二反・古帯一・伴僧五〇		
寛政九・二	葬式	横沢村野口弥兵衛姑	〇〇文・一〇〇文、野布施五〇〇文・伴僧二〇〇文・一〇〇文、布施		
寛政九・三	葬式	無住観音寺旦那方茂吉母一〇〇ヶ日塔婆	且弘一両・色幕二朱・贈物二品		
寛政九・四	年忌	伊奈村石塔法名を巡る争論	一〇〇文・白米代一〇〇文		
寛政一〇・三	戒名	無住地藏院旦那小林文七父へ永居士・大姉号			
寛政一〇・五	戒名	無住地藏院旦那小林文七父へ永居士・大姉号			
寛政一一・四	年忌	館谷村重石衛門養父二三回忌、請待	布施一〇〇疋・伴僧二〇〇文		
					末寺大光寺の申入、仏具寄附

寛政一・一・七	葬式	伊奈村平左衛門妻、且弘に請待	野布施五〇〇文、且弘一両・贈物三品、当日布施一〇〇疋	
寛政一・一・七	葬式	三内対馬娘、使僧竜性寺	布施三〇〇文・贈物三品・打敷一・齋米	
寛政一・一・八	葬式	伊奈村米七（八郎兵衛）母	礼二〇〇疋・拾一・色幕代二朱	
寛政一・一・八	年忌	わたらせ村座頭倅一回忌廻向塔婆		按摩取中に気付き 如意輪寺で引導（馬場家の古 例）
寛政一・一・二	葬式	豊原村馬場四郎右衛門妻 請待		
寛政二・二・七	葬式	宮沢豊後（岩走神社神職、請待	野布施一貫文、礼一両、布施一〇〇疋・色幕・贈物代三分	得度無し
寛政三・三・五	葬式	伊奈村大福彦右衛門美父成就院檀家、 請待	野布施五〇〇疋、布施一〇〇疋、経布施五〇〇文	
寛政一・三・六	戒名	豊原村滝島八郎右衛門家督夫婦の牌名 を永代居士・大姉へ	官金五両	
寛政一・三・七	葬式	三内村鈴木勘右衛門、使僧竜性寺	且弘一分二朱・二品・竜性寺三〇〇文・伴僧二〇〇文	
寛政一・三・七	年忌	宮沢豊前一回忌盆中廻向	一〇〇疋	
寛政一・三・二	戒名	原口町鈴木平蔵 永代居士・大姉	官金五両・古仏一	
寛政一・三・二	葬式	宮沢豊前母、請待	野布施一貫文、礼一両・幕代二分・掛無垢一	
寛政一・三・二	葬式	伊奈村田辺吉左衛門内方	礼二分・幕代二朱・帯一	
享和四・一・八	葬式	伊奈村市左衛門父	礼一貫六〇〇文、色幕代二〇〇文・帯代二〇〇文・木綿白一反	信女のまま 本来官金一両を内々値引
享和四・一・八	葬式	伊奈村善右衛門母、請待	礼二〇〇疋・白木綿一反・色幕代三〇〇文	
文化二・五・四	葬式	伊奈村田辺吉左衛門、請待	野布施七〇〇文・伴僧二〇〇文・一〇〇文・供一〇〇文	
文化五・一・四	葬式	横沢村幸七	且弘礼二分・贈物木綿紺綿入一反・帯・色幕代一貫三〇〇文・弟子五〇〇文・二〇〇文	
文化五・一・五	葬式	檜原村高橋勘兵衛母	廻向料三〇〇文	宝蔵寺持参
文化五・一・六	葬式	高尾村権兵衛倅	布施二〇〇文	
文化五・一・六	葬式	館谷村源右衛門母、請待	野布施一貫文	
文化五・一・七	葬式	伊奈村石川兵左衛門内方トヨ、請待	野布施一貫文・伴僧二〇〇文・弟子一〇〇文・供一〇〇文・五日 目法事布施五〇〇文、石川兵左衛門から礼一両・色幕代一両外一 〇〇疋（病中護符・加持・贈物鳴八条綿入・白絹綿入・白絹單 物・緞子帯、トヨ弟から布施二〇〇文	天明八年と同様に
文化五・一・七	葬式	三内村政右衛門、請待	野布施五〇〇文・弟子三〇〇文・二〇〇文・供一〇〇文、且弘請 待礼二分・贈物三品、米一升一〇〇文・弟子二〇〇文・一〇〇文	布施少額の旨
文化五・一・七	葬式	石川兵左衛門（先代）、請待	野布施一貫文・伴僧二〇〇文・弟子一〇〇文・五〇文・供一〇〇 文・大悲願寺から梅やみ素麺七、八〇〇匁を贈る、江戸河岸蔵田 嘉兵衛香料銀一両、且弘布施一〇〇疋、初七日礼一両・幕代一 両・贈物一品、贈物代二分	
文化六・一・七	逆修	和田村石川五郎右衛門、法名願い		

文化六・八	年忌	榎原村小林権右衛門父一回忌・娘一三五〇〇文	
文化六・一〇	葬式	伊奈村大福彦兵衛成就院檀家、請待	大悲願寺一〇〇〇疋・成就院一貫・供僧五〇〇文・先僧供僧二〇〇文・供一〇〇〇文
文化六・一〇	葬式	榎原村四郎左衛門養母、西蓮寺に申付	野布施五〇〇文・弟子二〇〇文・一〇〇文・且払二分・白木綿一
文化六・一二	葬式	館谷村善兵衛父、葬式のみ請待	反・清め布施一〇〇文一升
文化六・一二	葬式	伊奈村田辺九兵衛祖父	礼三分・贈物二品・色幕代五〇〇文
文化七・一	葬式	伊奈村平右衛門妻	且払三分・色幕代とも贈物二品
文化七・四	葬式	伊奈村成就院旦那太助母、竜性寺遣わす	且払一分・帯預かる
文化七・四	葬式	伊奈村成就院旦那太助母、竜性寺遣わす	且払一分・帯預かる
文化七・四	年忌	榎原村八郎右衛門、四靈	四靈布施一貫二〇〇文・白米八升
文化七・五	葬式	榎原村治右衛門おじ、西蓮寺に任す	二〇〇〇文
文化七・八	年忌	無住観音寺旦那権右衛門父三年忌塔婆	二〇〇〇文
文化七・八	年忌	伊奈村新右衛門養父吉左衛門七年忌	二〇〇〇文・白米二升
文化九・五	葬式	五日市村鈴木伊兵衛母、請待	且払素麺一折・二〇〇〇文・布施南鎌一片・伴僧一〇〇〇文・供五〇〇銅
文化九・六	年忌	寺内(門前百姓)忠蔵祖母一七年忌	一〇〇〇文・一升
文化九・七	葬式	横沢村雲東	礼二〇〇〇疋・色幕代五〇〇文・贈物二品
文化九・七	葬式	三内準人(神職)、院号、請待	青さし一貫文・初七日五〇〇疋・幕代一〇〇疋・贈物
文化一〇・六	葬式	上川口村馬場彦四郎、請待	野布施五〇〇文・外三〇〇〇文、礼二〇〇〇疋・贈物代一〇〇疋
文化一〇・一二	葬式	大悲願寺奉公人引田村助右衛門、真福寺に引導	
文化一一・一二	葬式	作兵衛妻、請待	礼金一両・色幕代二〇〇疋、廻向一〇〇疋・贈物三品
文化一二・一	葬式	伊奈村石川兵左衛門、請待	野布施一貫文・伴僧二〇〇文・小僧一〇〇文・供一〇〇〇文、且払に梅み三〇〇文持参、持参物一両・礼物一〇〇疋、廻向布施色幕一両・贈物代一両

葬式の様子

大悲願寺が扱った葬式には檀頭といった上層檀家と一般檀家との間で村内格式や経済状況などによる違いがあった。⁽¹⁾次に示すのは、天明八年の伊奈村新宿檀頭石川兵左衛門家養母おいよの葬式である。

一、新宿石河兵左衛門養母おいよ、今四月十五日八時死去三付、

同七時告来、翌十六日四時葬式道具遣、打敷・仏具・十三仏
 八大概宜敷品遣之候、四方幕并いろ十五反遣之、同刻竜性寺差遣、且等及支度仕候、同八時任按内自分出興、陸尺四人・挟箱・草履・伴僧兩人也、門口二而駕より出興二入、直二一汁五菜齋、終而供養法一座之内二伝供・経・後讀也、自分者門口外

史料⁽¹⁾

二而乘輿して、灑水師之先キニ乗、諸衆ハ如常、夫より自分ハ長屋門より本堂東階下ニ而輿より出、本堂ニ入而後者如常印可授与し候、棺ハ仁王門より入是又如常也、

野布施ハ南鏡巻片受納、伴僧ハ十疋ツ、明光寺も俗縁ニ付本堂迄見送り候、当院閑居ニも直ニ本堂江御出迎、堂内之脇ニ而誦經被成候事、夫より自分ハ直ニ帰院スルナリ、右之通当院ニ墓所有之旦那ニ而、住持之先キ之家へ行事ハ、石河兵左衛門・河野善治郎・大福清左衛門・宮沢豊後守との四軒のミ也、其外ハ先キへ行ニ不及、此外ニ「文化」^{神々}ニ吉左衛門死去付、願無之故不往也、時之願次第也」新宿吉左衛門へも先キ行候尔や「先師御代吉左衛門実父文右衛門死候時者、先キ行候との物語也、可追考事也」右四軒ハ伊奈村旦那頭故ニ行候とそ、但当村野口孫左衛門義者旦那頭なれ共古来より行候例無之、其外者彼地ニ墓所有之家故、為引道行候故格別之事

(中略)

一、十九日五ツ時新宿兵左衛門宅へ行、伴僧兩人・挟箱・草履のミ宅ニ内茶菓子、修法了テ齋、衆僧者伝供・経也、成・竜・明光・松岩も召、其外組頭ハ北伊奈迄、四ツ半時帰院、同七時兵左衛門・善治郎・庄右衛門三人入来、為礼金老両・同壹両・いる幕代^{四方}同式分と奈良晒半疋贈物也、合式両式分寺納、於居間入趣出之而後退出

死去の報告を受けた翌日午前十時に葬式の諸道具(打敷は上に仏具を並べるため仏前の前机に敷く敷物、仏具は前机に並べ修法に用

いる諸道具、十三仏は追善供養の十三仏を描いた絵画、四方幕・色幕は棺や修法の場周辺を覆う物か)を貸し出し、住職が輿(六尺四人)に乗り、挟箱持・草履取・伴僧を伴い施主宅へ赴く。施主宅では齋を受け、住職は修法を行い、伴僧が奠供(声明)・経(読経)・後讀(声明)を行う。法要後に大悲願寺本堂へ住職の輿を先頭に移動し、「印可授与」(引導作法)をする。「野布施」は「大悲願寺日記」の注によれば埋葬時の布施とされる。

一九日に再び訪問し、住職は修法を行い伴僧は奠供・経を唱える。「成・竜・明光・松岩」は伊奈村の大悲願寺末寺成就院と門徒龍性寺、臨濟宗明光寺・松岩寺である。石川家は伊奈村の村役人を務めていたため、これらの寺院も法要に参加していた。法事後、施主らが寺へ訪れ、布施と幕代の支払いと単物などの贈り物が渡されている。贈り物の代わりに代金を支払う事例も見られ、「旦那」と記されることもある。「大悲願寺日記」の注では葬式の始末日や初七日を指すと推定されている。

檀頭の石川家・大福家・河野家・宮沢家のみ大悲願寺住持が自宅へ赴く旨が記されている。一般の檀家の場合は使僧が派遣されたというところであろう。大悲願寺は田舎本寺であったため、住職を招くことが出来るのは檀頭層の特権であったと考えられる。しかし史料の挿入部では、吉左衛門家は檀頭ではないが住持を招くこともあったとされ、これは後年の記録にも確認できる。他の檀家でも住持を招く事例が見られ、慈明は先代から聞いた慣習を緩め、檀家からの要請次第では赴いていたのであろう。赴く場合「輿」か「歩行」となり、慈明は本来「輿」だが布施を軽くしたい場合は「歩行」の場

合もあるとしている。

また通夜・告別式といったものではなく、葬式は九時・八時・七時に行われ、特に九時（正午頃）が多くみられる。

神職などの葬式

寛政一二年（一八〇〇）の神職・檀頭宮沢豊後の葬式では、生前の「得度無之入棺仕度由」という願いを受け、「得度之作法斗二而髮ハ剃り不申」と剃髪は行わず（得度の形式のみということであろう）法名・血脈を遣わした。死去の翌日夕方に輿で宮沢家を訪れ、「如例、伝供・讀・経・後讀、次出棺、玄関ノ上ニ而引導、終而歸寺」と、玄関の上で引導以外は通常と変わらない葬式であった。「且私」も他の檀家と同様である。

檀頭三内家も神職であった。延享四年（一七四七）の三内隼人から大悲願寺宛の証文に「葬礼入棺之義」は「私家之装束ニ而為致入棺度」と記され、明和六年（一七六九）の三内若狭の証文には「何卒得度等之儀式而已ニ而衣体之装束之儀御許容入棺仕度」と入棺時に神職装束であることを求める旨が記されている。そして「其外之義式ハ別而異なる願無御座候」と装束以外は通常の儀式で構わないとしていた。⁽¹⁸⁾

両家の戒名を見ると、宮沢家では寛保三年（一七四三）に宮沢佐渡守が永代回向料中畑一反二畝二歩を寄進し、娘おえんへ「頓悟妙幻大姉」の道号付き大姉号を授かっている。さらに享和元年（一八〇一）には宮沢豊前が母へ院号を求めている。三内家でも天明五年（一七八五）に院号を求め、寛政七年（一七九五）には三内対馬が

妻へ院号を、さらに文化九年（一八二二）に息子隼人へ院号を求めている。⁽²⁰⁾一八世紀半ば頃より当主の葬式では神職として扱いを望む一方、戒名は同時期より院号などを求める傾向がみられた。

また、天明八年（一七八八）道心者善達は大悲願寺の檀家ではなかったが、兄が大悲願寺へ葬られていたことから大悲願寺で葬式をされ埋葬されることとなった。彼は善光寺如来諸国巡行の開帳に随い、廻国の後、「内障眼」を患ったため剃髪したということであった。彼の遺言により大悲願寺へ「善光寺如来絵図」「善光寺涅槃釈迦像」「祐天之筆名号」などが奉納された。祐天は浄土宗芝増上寺三代住持（正徳期）である。奉納物は真言宗とは異なるものだったが、慈明は寺納し葬式を執り行つた。得度の強制をしないこともあわせ真言宗の緩やかな面を示しているといえよう。

「不相応」な葬式

大悲願寺では葬式の強制や引導拒否の事例はないが、檀家へ意見することがあった。

天明八年（一七八八）の横沢村名主半六の葬式は野布施二百文で幕二方というものであった。慈明は「至而問略、仕方不相応也」と名主として簡略で不相応な葬式であるとの感想を記している。

寛政七年（一七九五）の館谷村おさきの葬式では慈明は輿で赴き、野布施五百疋を受け取った。後の請待は歩行で向かい、布施三百銅と伴僧に百文宛受け取っている。翌日に法礼金二分と綿入・帯が届けられたのだが、慈明は「昨日之取斗不宜存候、四日之葬送ニ直参二候得者、六日之請待宜敷ニ随候筈之処、強而相召三百銅之布施申

請候而ハ、古来より諸旦方之例ニも背、且又惣旦方江往々右之趣ニ而折々被召候而ハ、寺領ニ而ハ足り不申、物入ニ而迷惑ニ候、重而ハ相応ニ難相成家ニ而ハ請待無用ニ可被斗」と申し入れた。館谷村からの使は「各不調法之斗御詫」し退出したと記している。強いて請待をして三百銅の布施では古来からの例にも背く上、こうした請待が折々あつては寺が物入りで寺領では賄えなくなり迷惑なので、相応に（布施を用意）出来ない家ならば請待無用であると申し聞かせているのである。⁽²⁴⁾

文化五年（一八〇八）三内村政右衛門の葬式でも興に供僧二人と供七人で向かい、野布施五百文と伴僧へ三百文と二百文、供へ百文宛を受け取った。後日の「請待」には伴僧二人・供二人と歩行で向かい、修法は行わず経と讀を行った。届けられた布施は金二分と贈物に絹小袖一・帷子一・黒帯一に米一升・百文と伴僧へ二百文と百文であつた。これに対し慈明は「今日之礼二百疋ハ振合不被存候哉ニ候、堂号付信士・女者何方ニ而も三百疋者持参ニ候、堂号無之使僧を以導引之所と同様ニ式歩ニ而ハ不相応ニ候、又今朝旦弘請待之布施一切無之茂難心得、又色幕代も無之候、村方念仏ニ而出来候を用候而も寺江可納幕之代り少々ニ而相添可申事」と請待した上、戒名に不相応な少額の布施であるから、村方念仏で用意するなりして少しでも布施に足すようにと申し入れをした。すると夜に「年若故訳不存不調法仕」と不足分の布施百疋と色幕代百疋合わせて二分持参したので寺納したとしている。⁽²⁵⁾

年忌法要でも請待を受けたが布施が少なかったとの記事がある。天明七年（一七八七）の伊奈村田辺吉左衛門の実父二十五回忌・養

子十七回忌・同娘年忌で、施主吉左衛門は法要当日朝に塔婆を頼み、慈明と弟子・門徒竜性寺を請待したが、布施は二朱で塔婆の布施や米もなかった。慈明は吉左衛門は請待をして表向きばかり直しいようにするが、布施は百に一升もあたらな（布施が少ない）のであつたと申し入れるとし、表向きにこだわるのは檀頭にもれたためではないかとも推測している。塔婆を法要当日に頼んだことも非礼に写つたのであろう。⁽²⁶⁾

慈明は慣例に縛られず、住持を招待したいという檀家の要求に答えていたが、不相応な布施には注意を行った。おさきや政右衛門の葬式事例は、新たに住職を請待するような層が現れ、不慣れなために生じた不手際であつたと思われる。手厚い葬儀やより格上の戒名を求めらるようになった檀家の様子を窺える。

引き取り手の無い死者

文化十年（一八一三）に大悲願寺の奉公人引田村助右衛門が伊奈村の井戸に落ちて溺死した。遺体を大悲願寺で引き取って欲しいとの要請が伊奈村役人からなされた。助右衛門の居村引田村も伊奈村も「双方人用等難決」と遺体処理の経費に困るためであつた。当時の住持法明は、引田村で引き取ることが筋であり、寺中では年中行事の檀頭らとの餅搗きがあることから、死体の引き取りや人足を出すことを拒否した。しかし助右衛門の菩提寺引田村真照寺（大悲願寺末）が当時無住であり、助右衛門の親類も困窮のため引き取れないということから、大悲願寺墓所に埋葬しても異論は挟まない旨の願書を、施主伊之助・組合総代源藏・親類総代長治郎・名主官治ら

に提出させ死体を葬ることを許した⁽²⁷⁾。そして末寺真福寺住持に引導作法をさせている。

餅搗きの後、先の願書とは関係ない引田村の者たちから「昨夜助右衛門致死去候二付、幡・大蓋も不掬、引導も不被下余り無情御取斗故、親類相悲き、葬式致し直し度候」、⁽²⁸⁾「仍御挨拶而ハ、地頭迄も相届ケ候」と訴えられるが、法明は先の願書の者らを寄越すようにと返答をした。すると名主官治・源蔵も訪れ（法明が訴えられて）「氣之毒ニ存候間參上仕候得共、右一件二付能分別も御座候ハ、承知仕度、申出左様も無之候而ハ、官治并親類共も及出訴可申候間、分別有之候得者承り度」と良い考えがあるならば承知するが、返答次第では出訴するとの申し入れがなされた。これにも法明は「当院ニ而何とも分別無之候間、其旨被相心得様」と取り合わなかつた。その後、引田村と伊奈村での話し合いがあつたようで、葬儀のやり直しなどの訴えは行わないこととなつた。

死体処理に困り大悲願寺へ一任した村役人や、餅搗きを優先し引導作法のみで済ませようとした大悲願寺住持に対し、貧しくとも葬式は行つて貰いたいという助右衛門の親類や引田村の人々の思いが窺え、遺族にとつて葬式に意義があつたことを示していよう。

年忌・廻向・卒塔婆

年忌や廻向を表一ではさほど確認できない⁽²⁹⁾。史料の性質もあるため一概に少なかつたとはいえないが、表四では年忌・廻向事例は文政三年（一八二〇）の三筆が、文政十一年（一八二八）に十三筆、天保十二年（一八四一）には十二筆と増加し、慶応三年（一八六

七）には二十四筆となつている。時代が下るにつれ増加しているように思われる。卒塔婆は三十二筆、三十三筆、二十一筆、九筆とやや減少傾向がみえる。

享保十八年（一七三三）から宝暦十一年（一七六一）まで大悲願寺住持であつた如環が過去帳の前文に記した「年忌月忌等追福回向本説論⁽³⁰⁾」には、追福廻向は二月・五月・九月に勤修せよとし、また追福のために施餓鬼の法を専らとすべきとする。さらに一七日ないし七七日の追福廻向は本説によるもので、四十九日の間に追福廻向しなければ地獄の苦しみを受けるが追善すれば善処に生ずると述べ、悲しいが（悲哉）年忌法要の十三仏の根拠である『十王経』は偽経でいづれも密教の根拠がないとし、儒家に由来するもの（一周忌・三年忌）と聖徳太子の『大成経』に由来するもの（百ヶ日・一周忌・三・七・十三・三十三回忌）と根拠のないもの（十七・二十一・二十三・二十五・二十七回忌）であるとす。また祖師の五十・百・二百年忌は厚恩を感じるために根拠の有無によらず行つてゐるとする。そして『梵網経』を根拠に毎年または毎月子孫は百年千年までも追福すべきであり、三十三年を経ても弔い上げとはせず以降は追福のために行うべきであるとしてゐる⁽³¹⁾。

寺院は檀家から収奪を行うために年忌・廻向を主張したという説もあるが、如環の説は単に収奪のためにはみえない⁽³²⁾。この説が檀家や後代の住持へ影響を与えたか、分らないが、先にみた葬式事例では慈明が十三仏を用いており寺院からの働きかけにより追善供養の増加に影響を与えていたように思われる。

表二 天文から享保期の戒名の変遷

19 享保17(1732)	18 享保5(1720)	17 元禄14(1701)	16 元禄4(1691)	15 天和元(1680)	14 寛文11(1671)	13 寛文10(1670)	12 万治3(1660)	11 慶安3(1650)	10 寛水8(1631)	9 元和7(1621)	8 慶長16(1611)	7 慶長15(1610)	6 天正19(1590)	5 天正9(1581)	4 元亀2(1571)	3 永禄4(1561)	2 天文21(1551)	1 天文9(1540)	
		2	2	2															院号・道号 居士大姉
13/ /	8/ /	5/ +1	1/ /	4/ /	2/ +2	7/ +1	2/ /			2/ /	/+2		/+1	/+1					居士大姉 戒名
							3/ /						1/ /	(6)	1/ /				居士大姉 道号・戒名
13/ /	28/ /	26/ -1 +3	13/ /	18/ +1	14/ -1 +7	13/ -1	5/ /	5/ /	4/ /		2/ /		1/ /			1			道号・戒名 信士信女
52/ /	29/ /	48/ -3	30/ /	30/ -1	37/ -7	40/ /	6/ /	10/ /	31/ /	6/ /	11/ /	(2)	1/ /	12/ (2)	2/ /				信士信女 戒名
					2/ -1		5/ /	2/ /				2/ +2							道号・戒名 禅定門尼
1/ /		1/ /		1/ /	1/ /		5/ /	5/ /	1/ /	14/ /	7/ /	10/ -2	3/ /	8/ /	2/ /	2/ /		1/ /	禅定門尼 戒名
5/ /	3/ /			1/ /	3/ /	7/ /	19/ /	28/ /		15/ /	22/ -1	13/ /	28/ -1	5/ /	1/ /				禅門・尼 戒名
29/ /	20/ /	20/ /	10/ /	10/ /	4/ /	2/ /	1/ /	3/ /		4/ /	4/ /	1/ /							童子
二字信尼1 二字靈尼1 五字信尼1	二字信尼1 二字信尼1 二字信尼1 四字1 法師3	二字信男1 四字1 法師3	二字信男1 四字2 院二字居士1	二字信男1 二字信男2 二字善女2 四字信男1	二字信男1 二字善男1 四字信男1 四字信男1	二字信男1 四字3	二字信尼1 四字1	二字信尼1 四字1	二字信尼3 四字信男2 四字信男2	二字信尼5 四字禅門1 二字1	四字信尼1 四字1	四字信尼1 四字1	二字2 四字1	二字庵主1 四字2	二字信尼1	三字信士1	三字信尼1		その他
						文化3年変更1						嘉永6変更1、 四字禅門	嘉永6変更1	嘉永6変更1					備考

下段の十一は、戒名の付け替えをしめす。その他の四字は道号付き戒名、二字は戒名のみ。信男は、信士と同じか。禪定門・尼を略して表記したものが禪門・尼であると如環(24世享保18年より任持)は記す。

〔過去遺傳〕(福生市史資料編)より作成。歴代將軍(鎌倉幕府か?)や後北条氏など戦国武将の戒名は除いた。
 融聖(享保二年から十七年まで任職を勤めた)の戒名付替は、居士・大姉号の水代付替八件と道号七件の付替である。ほか文化二年と嘉永六年の付替がある。
 1155の時期は大悲願寺・門末寺院任職の身内の戒名がほとんどで、外にこの地域の有力者であった田木氏や来住野氏一族の戒名も多く見られる。
 5の時期は秀吉の小田原攻めの時期にあたり、八王子城で北条氏に従い討ち死にした地域住民の戒名も見られる。
 8・9の信士・信女号の多くは北条氏に従った田木一族のもので、大悲願寺檀家ではない。寛永期までの任持海警が田木氏の出身であったためと考えられる。
 9の道号付き居士・大姉号は河野三九郎妻とあり檀頭の河野氏に關係する人物か。もう一人は、遠州相良死去の王子代官福村長右衛門の実父で戒名が記された理由は不明である。
 12の道号+戒名+大姉号は檀頭石川氏母とある。

二、戒名

戒名は戒を受けた者へ与えられる名で、院号や道号の有無や居士・大姉、信士・信女といった位号によって序列が生じていた。

大悲願寺檀家の戒名の変容

表二は大悲願寺の過去帳から戒名の変遷を追ったものである。慶長期より戒名記載が増え始めている。これは後の檀家にあたる人々が記載されるようになったためと考えられる。10の寛永期には信士・信女号が増え、11・12の時期には禪門・尼号が増える。13の寛永期以降から再び信士・信女号が増え始め、この位号が定着しこれ以降禪門・禪尼号は減少してゆく。道号付き戒名もこの頃より増加している。

大悲願寺檀頭の内、石川家(伊奈村名主)と宮沢家(神職)、大福家(伊奈村組頭)の三家の戒名の変遷を分かる範囲で追ってみると、石川家は慶長八年・慶長二十年には「戒名+禪門」で元和四年も「戒名+禪定門」であったが、寛文八年に「道号+戒名+居士」といった変遷がみえる。宮沢家は文祿三年・慶長三年には「戒名+

禪門」で、寛永十三年には「戒名+信士」となり、延宝八年には「道号+戒名+信士」となっている。大福家は、慶長十一年には「戒名+禪定門」で、慶長二十年は「戒名+禪門」、寛文十一年には「戒名+信士」となり、元禄二年に「道号+戒名+居士・大姉」となっている。

いずれの檀頭も初期は禪門号で道号もなかったが寛文・延宝期から信士号へ変化し、特に石川家は寛永期には道号と居士号を得るようになっていった。

家の戒名の変更

寛保三年(一七四三)に如環が伊奈村大福忠右衛門親へ信女号を遣わすと、忠右衛門は大福家は代々居士・大姉号であると主張した。如環は石塔・過去帳を調べ、貞享五年(一六八八)の俗名武兵衛は「覚覺浄頓信士」であり「大姉号等免許難成」と返答すると、今度は新規に付けることを願われたため両親一代のみ許すこととした。そして「末業者品二寄一代々二願ひ可被申」とし、「子々孫々之通り号之式法ハ難成事二候、惣而通り号ハ至極重き事二候故、何人ニ而も難成候、官位等二通り官位ハ無之事存候、何茂一代切二而(25)

別々二願ひ被成候事」と記している。⁽³⁶⁾大福忠右衛門が差し出した願書には「拙者両親此度死去仕候二付、居士・大姉之諡号御願上申所二御免被下忝存候、末々子孫之儀ハ志次第別々御願可申上候以上」と書かれており、通り号(必ず居士・大姉号を付ける)とはしないが、志次第に願えば居士・大姉号を付けて貰えることとなった。⁽³⁷⁾宝暦十一年(一七六一)には田辺吉左衛門が父親文右衛門に、「石川兵左衛門之世話」と檀頭石川兵左衛門の口添えて居士号を求めている。ここでも一代居士は「改進セ」としながら「永代戒名之義者、当寺旦那頭之外成不申候、師且之例式御座候」とされ、宝暦期には永代戒名は檀頭の格式として定まっていた。また、先の「如環覚書」にも戒名の願書には「世話人宮沢市之丞」とみえることから、居士・大姉号への付け替えには世話人(おそらく檀頭)の仲介が必要であったと考えられる。

寛政九年(一七九七)に大福武兵衛が父忠兵衛への居士号を願った節には、本家の清兵衛が連名し一代の居士号の願書を提出した。後日「末々家付居士号」を得たいと一代居士号の願書の引き下げを願い出たが、慈明はその時に一人願ひの家であると前述の如環の先例を引き拒否している。⁽³⁸⁾ここでは永代戒名は檀頭の特権であるからという理由は引かれず、何代か以前の証文が先例として根拠とされた。その後、寛政十三年(一八〇一)には川口村滝島八郎右衛門夫婦と鈴木平藏夫婦に永代居士号を許可している。滝島家は信士・女号の家であったが許され、鈴木家は布施の他に古仏を寄進し許されている。この時は付添人も先例調査も行っていない。⁽³⁹⁾伊奈村の大福武兵衛家の場合、如環へ提出した願書がネックとなったようだが、

慈明が住職となり世話人も見られなくなり、檀頭のみという「永代戒名」の例式も緩和されたいらしい。

戒名をめぐる争論

寛政十年(一七九八)三月に伊奈村本町石川六郎右衛門が、石川兵左衛門家の先祖の戒名を自家の墓石に刻むという事件が起きた。六郎右衛門は当初この行為を大悲願寺住持慈明へ偽り、兵左衛門へは示談の上におこなったとしていた。さらに信女号を大姉号へ変更していたことも発覚し、伊奈村組内庄右衛門や大福清左衛門・河野善治郎らの申し入れでこれらを削り取ることとなった。

石川六郎右衛門家はこの頃、墓所の場所も変更し、戒名も居士号を得るなどしていた。六郎右衛門家は兵左衛門家と同じ石川姓でも他家であるはずなのだが、近頃「我家ハ本家にて新宿ハ分家也、故ニ墓所モ最上席ニ石塔を立、又本町ハ古く新宿ハ後二町と成る之趣申触レ候」などと伊奈村新宿石川兵左衛門家が自分の分家であると触れ回っていたという。結局、「此度別々之家之旨、兵左衛門申募候而、六郎右衛門誤り候也」と解決する。⁽⁴⁰⁾村落では墓所や戒名が家の由緒・格式を表すものであったが、新興の家が村の事情に疎い住持を偽って新たに由緒・格式を獲得しようとしていたということであろう。

文化六年(一八〇九)には、伊奈村大悲願寺門末成就院が伊奈村の檀家へ院号を与えたことと葬儀の仕方などが伊奈村の郷例にない問題となった。寛政七年(一七九五)に成就院檀頭大福直右衛門と養子彦兵衛が「永代家主兩人宛牌名院号免許」を願いでて、成就

院が冥加料として兩人分十五両を奉納させた。大悲願寺住持は本寺としてこの証文に奥印をした。十五両は「拾両去年中寺修復借入金二相払、残五両之儀者直右衛門当時借用二相成、借シ金証文取之候、但奥印仕候二付当院江奉獻金壹両施主方より可出所無其儀成就院より相納候」と、十両は成就院修復借金にあて、五両は直右衛門の借金とし、施主が払うべき大悲願寺の奥印への献金一両は成就院が納めるというものであった。⁽⁴²⁾

文化六年に直右衛門が死去し居屋敷前の往還で葬式をすると、伊奈村組頭らと談判になり、さらに戒名に院号をつけた件も差し押さえとなったのである。成就院住職は伊奈村領主田安家へ訴え、翌年に内済した。この時の落口証文から両者の主張を見ると次のようなものであった。⁽⁴³⁾ 成就院住職は、戒名については先々住(寛政七年に十五両で院号免許をあたえた寛隆、免許した直後転住している)の申し送りと多額の施入、大福直右衛門の遺言があったことなどを述べ、(これらを反故にしては)「寺法も難相立」とした。さらに葬送も居屋敷前で行う事は数代前からあるとした。これに対して組頭らは「地方之義、寺院より可差涉筋無之」とし、「村法仕来り二無之法名を付、奢ケ間鋪葬式いたし」、小前が新規の事をしては「村法相破し不取締之基」と主張した。結局この組頭らの主張通り、葬式はこれまでの通りに行い、「郷例相洩候」ては直右衛門の追善にならないと牌名も辞退することとなった。⁽⁴⁴⁾

成就院の問題はこうして解決したが、この一件は本寺大悲願寺住職慈明へも飛び火し、檀頭からの非難を受けることとなった。慈明が訴訟に向かう成就院のため添簡をし、直右衛門の戒名の「熟字」

を伝えるといった関与をしていたためであった。檀頭兵左衛門から不帰依の申し入れをうけた慈明は隠居している。本人は関係ないとするが、隠居を決心するきっかけの一つとなったと思われる。⁽⁴⁵⁾

同年には、無住門徒観音寺の旦用を命ぜられていた末寺宝蔵寺を観音寺檀家が不帰依であると申し立てる一件もあった。宝蔵寺が観音寺檀頭権右衛門の願いによって、権右衛門父へ居士号を授けたため、同寺四郎左衛門が「功記一切無之新法」と宝蔵寺住持を大悲願寺へ訴えたのである。慈明は過去帳を吟味し二十年以前に先例があったとして、権右衛門と四郎右衛門の二人の問題として以後取り上げないとした。⁽⁴⁶⁾ その後文化十一年に、権右衛門が石碑(墓か)を寺に無断で立てたと再び村内で問題となり、結局居士号を辞退している。⁽⁴⁷⁾

住職は、檀家からの願いを受けて戒名を付けていたが、村内の格式・秩序などとも密接に関わっていたため、村内の対立や住職が糾弾される事態を生じることもあったのである。村の慣習へ配慮を必要とした住職の姿を見ることが出来る。

三、加持・祈祷

「万記録」にみる加持・祈祷などの事例

加持とは、「祈祷またはその儀式(修法)の作法をいう。祈祷は仏力を信者に加付し、信者にその仏力を受持させるから、祈祷をまた加持という」⁽⁴⁸⁾とされる。大雑把な言い方になるが、祈祷とは祈りであり、真言宗では祈りに修法などを加えるので両者同様の意味で用いられたり、「加持祈祷」と合わせ称されることとなる。今回と

表三 「万記録」にみえる祈禱事例

年月	種別	内容	金額	備考
天明七・六	病氣平癒	伊奈村伴七、江戸の弟大病、祈禱	三〇疋	数日後死去
天明七・六	病氣平癒	戸倉村私市幸七の子供ら三人痢病、護摩	一〇〇疋宛	少々快方
天明七・七	病氣平癒	横沢村孫七後家病氣、祈禱	一〇〇疋	
天明八・一	観音講			
天明八・四	疫病除け	豊原辺り疫病、隠居が如意輪寺で三日間祈禱		
天明八・五	安産	大行寺より依頼、安産護符二つ	安産に付札二〇疋	
天明八・六	火防	村火防四ヶ所分	一〇〇文	
天明八・八	開眼	伊奈兵左衛門母・童子石塔	三〇〇文	
天明八・八	開眼	芝田弥助母石塔	一〇〇文	
天明八・九	病氣平癒	盆堀村浦野熊次郎、癩の護符・妙薬五服	一〇〇文	
天明八・一一	病氣平癒	和田村石川五兵衛と父病氣、護摩	一〇〇文	
天明八・一一	病氣平癒	伊奈村河野善次郎屋敷稲荷造替のため上下遷座、弟子義現派遣	札二〇〇文強飯一重弟子五〇〇文	
寛政二・七	稲荷勧請	戸倉村国治郎、祈禱・護摩願い	南鐮一片	
寛政二・一〇	祈禱・護摩			
寛政五・一一	國家安泰	登城独礼のため祈禱、二一日〜二七日不動法二二座	謝礼断る	
寛政六・三	疫病除け	疱瘡流行、浴薬を横沢村・伊奈村へ		
寛政六・三	病氣平癒	檜原村神戸坂本兵右衛門、病氣平癒の護摩		
寛政六・四	観音講願	断るが、継続		
寛政六・六	雨乞い	伊奈村・横沢村雨乞、水天供修行で少量の雨、不足に付伊奈村	七月両村役人一両	
寛政六・六	病氣平癒	禪宗寺院と大般若修行		
寛政七・六	病氣平癒	五日市小庄村勘右衛門子息、疱瘡護摩	初穂南鐮一片	
寛政九・七	雨乞い	小机村孫右衛門、眼薬遣わす	南鐮一片蔵半紙一帖	
寛政一一・四	稲荷遷宮	雨乞い祈念	五〇〇文	
寛政一一・四	國家安泰	伊奈村河野善治郎屋敷、稲荷遷宮	南鐮一片備え餅	
享和二・六	病氣平癒	小机村三左衛門、病氣祈禱	初穂は無用	
享和四・四	子守	伊奈村石村孫兵衛息子の名付、童子経守	三〇〇文	
文化二・四	病氣平癒	西福寺(慈明弟子)、病氣平癒祈禱一〇座一〇万遍修行	茶碗一〇	
文化二・一〇	病氣平癒	和田村久保孫左衛門、眼病に付願い(祈禱か)	酒一樽強飯	
文化二・一一	安産	五日市金兵衛娘、安産護符		無事出産、名付け、風呂敷・昆布贈る
文化五・一一	家内安全	小机村原嶋三左衛門、例年の家内安全護摩供	一〇〇疋	
文化五・一一	護摩	留原村小林八右衛門、護摩	一〇〇疋	
文化五・二	病氣平癒	伊奈村弥左衛門女房産後大病、護摩	一〇〇疋	全快

文化五・三	名付け	五日市村金兵衛女子、名付け	酒一樽・餅一重	雜代二〇〇文など贈る
文化五・三	名付け	高尾村権平孫、名付け	酒・餅持参	雜代二〇〇文など贈る
文化五・四	七五三	草花村佐仲、東照宮奉幣四垂幣一本七五三注連わたす	一〇〇疋	
文化五・四	病氣平癒	大久野村北原藤介母中風、護摩	一〇〇疋	
文化五・(六)	安産	伊奈村石川兵左衛門内方難産、護摩	一〇〇疋	平癒
文化五・(六)	狐憑き	伊奈村石川兵左衛門内方産後狐憑き、邪氣加持	初穂一〇〇文	宜しき方に↓死去
文化五・七	寅除け	伊奈村清左衛門 寅日中陰内に付寅除け守 大仏頂呪の裏へ偈を書き加持		
文化五・七	病氣平癒	五日市村狄原彦兵衛妻産後病、護摩	一〇〇疋	
文化五・一一	安産	和田村五郎右衛門、安産符		安産のよし
文化五・一一	安産	五日市村金兵衛女子、名付け	酒一樽・強飯	先月安産御符、風呂敷など贈る
文化六・五	仁王経札	江戸大坂屋忠兵衛へ送る	一〇〇疋	
文化七・二	家内安全	五日市村和介・鈴木内源八・小机村三左衛門、家内安全護摩	一〇〇疋	
文化七・五	名付け	五日市村金兵衛女子、名付け		
文化九・二	護摩	五日市村和介、例年護摩	一〇〇疋	
文化一〇・二	初午稻荷	盆堀村西蓮寺稻荷祭礼・伊奈村善次郎宅稻荷・伊奈村三郎兵衛宅稻荷へ弟子派遣		
文化一〇・(一)	念仏講	伊奈村原口千日堂地内女中念仏講錢地藏開眼		
文化一一・二	初午稻荷	盆堀村西蓮寺・伊奈村善治郎・三郎左衛門稻荷へ弟子派遣		内々に仮病欠席を願われる

名付け事例は、安産札や子守とも関わる場合があったため一応掲載した。薬の配布も、加持祈禱が治療と関係が深いため、掲載することとした。

りあげた史料でも使い分けが判然としない部分も多く、合わせて紹介することとする。表三に加持・祈禱などの事例をまとめた。これは大悲願寺のある横沢村や周辺村落、末寺・門徒のある村からの依頼がほとんどである。「痢病」・「疱瘡」や安産の祈願など健康に關する祈禱依頼が多い。中には薬を渡す事例もみられる。天明八年の事例では「瘧」の者へ護符を与え、そのあとで薬も渡している。寛政五年には疱瘡流行に対し祈禱ではなく「浴薬」を無料で配布している。これらは医療行為と祈禱が同等であったことを示している。また、慈明が大病を患った弟子のため「十座十万遍修行」を行った

記事もあり、僧侶にも祈禱による平癒を図っていた。⁽³⁾

伊奈村や横沢村から雨乞いを求められている事例もある。寛政六年六月十九日には伊奈村・横沢村からの依頼で水天修行を行うが、まだ水が足りないと翌日から伊奈村の禪宗寺院も集まり、大般若法要を二十四日まで続けている。⁽⁴⁾

国家的な祈禱事例もいくつか確認出来る。大悲願寺は江戸城内独礼格の寺院であったため、年頭に登城する年は、前年に国家安全・五穀豊穡・除災招福の祈禱を行い、その巻数を作成している。⁽⁵⁾ ほかにも寛政十二年九月には金門鳥敏の祈禱が行われた。大悲願寺と門

表四 大悲願寺の収入と布施の様子

費目		文政三年(一八二〇)収入(L43)「寺徳常例出入録」	文政二年(一八二八)収入(L44)「世譜不舎記」	天保二年(一八四二)収入(L45)「世譜不舎記」
		金額・内訳	金額・内訳	金額・内訳
小作・年貢		一四兩一分二四九文小一二朱	一四兩二分一朱四一四七文	一三兩一分一朱四九六文
檀家ら布施		一六兩三分三九九文二五〇疋五四二兩	二七兩三分六七三六文三三〇疋小朱	七兩二分四六四〇一文三八八二疋
塔婆		二兩弱	約一兩	約一兩
盆供		約一分	九〇〇文	一〇〇文七〇疋
包錢		約一兩	約三兩	約二兩
葬式		約五兩	約四兩	約三兩
年忌や廻向		一分二〇〇文	約一兩	約一兩
施餓鬼		二分六〇〇文	約三兩	約五兩
開眼		一〇〇〇文	二〇〇文	一分
戒名		一〇〇〇文	一朱二二文	
御守		二〇〇文	一四〇〇文	
		一筆	六筆	一筆位牌料
			一四〇〇文	
			一兩弱	護摩
			五兩弱	折禱料
			約一兩	加持料
			二兩	加持料
			二兩	星供
			二朱一〇〇文	土砂加持
			二〇〇文	血脈授与
			一筆	安産
				納経
			二分一朱	施餓鬼・加持
			二分	卒塔婆・廻向
			一分	仁王経
			二〇〇文	二年祭り
			二〇〇文	護符
			一〇〇文	蚕守
			四四〇〇文	奉納石塔代
村内行事(日待・日祭)	二〇〇文	村内行事(日待雨乞) 約八兩	村内行事(日待蚕守) 二朱六〇〇文一〇疋	村内行事(日待蚕守) 二朱六〇〇文一〇疋
村内施設(愛宕・村坊)	一六〇文	付届か		
檀家ら諸見舞	三分二朱二一九八文八〇疋	二兩一分一朱一五五二文二〇〇疋	一兩一分一〇〇〇文一七〇疋	一兩一分一〇〇〇文一七〇疋
末寺等諸見舞等	四兩二分九四五〇文二〇疋	一八兩三分三朱一五三〇三五八八〇疋小朱	五兩一分六五二三文二〇〇疋	五兩一分六五二三文二〇〇疋
貸付	三八兩二分八八八九文銀二匁二歩	八兩一分	五九兩二分一朱一〇二七五文二〇〇疋	五九兩二分一朱一〇二七五文二〇〇疋
	約三三兩		三八兩三朱八五八文	三八兩三朱八五八文
	約六兩		約二兩	約二兩
	八筆		一〇筆	一〇筆
寺院	八兩一五〇文	寺院	六兩二分	六兩
村人	一五〇文	村人	二筆	一筆

売木等	一五兩二分六分二厘四文	一七兩二分	四筆	九八兩三分
借金	五兩	五兩二分五厘二文一〇〇分	七筆	四七兩
勸化				六十一兩三分一四三厘八文一〇〇分
末寺預金				三二兩一分三三分五厘五厘三〇〇分
不明	三分二厘一六六文	三六兩三分一厘四七文九〇分小一朱		二八兩一厘二九七八文六八〇分五九厘七分
総収入	一〇兩九毛七厘六分三厘(差四兩四錢二毫五厘)	約一〇兩		約三三〇兩
総支出	一四兩四九七〇分五厘三三釐八毫二朱	約一六八兩		約二二五兩
	一朱卅四三三三文	朱卅四〇四四文		一朱卅四四八文
	一〇〇分一分			

前後関係で推測したものが有り、細かい点では検討を要する項目もあるが、傾向はみることが出来る。と考へる。

末各寺院ごとに行うようにと江戸触頭より通達され、大悲願寺は九月三日から五大虚空蔵法を始め二十四日に結願している。合計六十三座の修法が行われ、初穂は不要として、板札を二枚つくり伊奈村と横沢村へ渡し、切札千枚を名主を通じて近村(横沢村、網代村、伊奈村、三内村、館谷村、高尾村、留原村、小中野村、山田村、五日市村、大久野村などへ、大悲願寺檀家分布の枠を超えている)各家へ送っている。さらに慈明は門末に小寺が多いため折袴が等閑になる恐れがあると九月十五日に門末を集めて大般若法要も行つてゐる。

「万記録」以降

大悲願寺の家計帳簿より作成した表四から加持祈禱の様子を窺うと文政三年(一八二〇)には加持祈禱の記述が見えないが、文政十一年(一八二八)や天保十二年(一八四一)では百件以上(一筆で数件分の場合もある)を確認出来る。この二カ年には特に護摩が多く見られる。加持祈禱件数は、慶応二年(一八六六)には減少しているが(特に護摩の件数が激減している)、安産祈願は増加して

表四 慶応三年(一八六七) 収入(L4.11②「三宝往還控」)

費目	金額・内訳	約
小作・年貢	三四兩三分三厘四二六文	一五三三〇分
布施、門末諸見舞等	五六兩一分三厘四三〇分	二八筆
安産		二四筆
年忌・廻向		一〇筆
土砂加持	約三兩	九筆(末寺分四)
蚤守	一一二八文	六筆(講中)
葬式	約三分	五筆
護摩	七兩四〇〇分	四筆(筆)
折袴料	約一分	
塔婆	一分三〇分五五〇分	
施飯鬼	五一九六文	
馬待	二分二厘	
安産・土砂	一分七〇分	
安産・土砂	二〇〇文	
荒神	二〇〇文	
村内行事	一分三〇分	
末寺等諸見舞等	一分三〇分	
その他	一一兩弱	
破木金	二六五兩	
年玉	一兩一分二厘七二〇四文	約二兩
総収入	三五七兩三分八〇五〇分	約二五八兩
総支出	二〇九兩三分三七七三三文銀三三匁	約二二四兩

慶応三年の帳簿は外と記載形式が異なるので、比較のため布施収入のみ分類し記した。二月から付けられる。年玉は別帳。
一朱十五〇二分
三分より多い場合、一兩一弱。以下は切り捨て「約」と表記。

る。また中藤村や正(勝)楽寺村といった村々から訪れている者も見られ「万記録」の時代より祈禱圈が広がっているように思われる。大悲願寺においてなされる加持祈禱数は時代が下るとともに増加しているのは確かであろう。⁽⁵⁷⁾

四、年中行事

大悲願寺の年中行事

表五に大悲願寺と檀頭石川家の年中行事を纏めた。⁽⁵⁸⁾三月の御影供では商人が店を開き、四月の誕生会・東照宮法楽では「蚕守」など

表五 村と寺院の年中行事

日時	種別	内容	内容
1月 1日	年礼	家中中座敷で祝い、村の者年礼	三ヶ日護摩修行(万記録には見えない)
2日	年礼	大悲願寺へ年礼	三ヶ日の間の年始、酒を出す(末寺・門徒・檀家など)
3日	年礼	村内5ヶ寺年礼	四日 居村・他村などへ返礼
4日	年頭振舞	雑煮	八日〜一〇日まで女中衆年礼(万記録には記載無し)
5日	年頭振舞	雑煮	
6日	七草・年礼	七種粥祝い、大悲願寺様が年礼訪問	
7日	鏡開	鏡餅砕き雑煮	
11日	節分など	女達が藪玉を飾り祝い、あはへばを供える、節分豆まき	
14日	小豆粥	米・小豆・餅の粥で祝い	
15日	藪玉	藪玉を家内に割り渡す	
16日	日待カ	朝雑煮、夜恵比須講祝う	
20日	日待	上岡馬頭観音講(東松山市) 日待、当家宿に	
22日	日待	天神講日待、当家を宿に	
25日	男遊び日	男共遊候	一五日 涅槃会(末寺・門徒出仕) 門末灯明料青銅一〇疋
1月 27日	日待	抱癒の入り、子供を連れて行く	初午稻荷祭神事法楽(稻荷を勧請している家などへ)
30日	仁王経	彼岸(嘉永六「仁王経悲願寺方丈願二六夜待ヲ祝祈禱」)	奉公人出替(三、四人の作方・飯炊き、一人一兩三分程度)
2月 1日	初午	初午稻荷講祝い、宮沢齋宮(岩走神社)による法楽	
7日	休日、日待	三日正月、春祈禱日待	

の配布、七月中旬には施餓鬼と盆があった。施餓鬼では且中残らず集まり、門末の大行寺・法光寺・安養寺・成就院・竜性寺といった寺院から僧侶が集会し、朝五つ時頃(八時から九時頃)から法要(奠供、唱礼、前讀、経、後讀)が行われ、檀頭は石碑上へ共同墓所の者はそちらへ赴き銘々土砂散じた。⁽⁵⁹⁾盆には盆供が檀家から集められていたようだが、具体的な様子についてはよく分らない。⁽⁶⁰⁾十二月の釜注連では横沢村と周辺の館谷村・伊奈村などの五十軒程度へ配布が行われた。

大悲願寺年中行事(歳中定式記)や「万記録」より

11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月
21	20 5、6 26 19 14	14 祭礼 仁王経、月待	7 1 下旬 大悲願寺	27 17 15 14 13 8 7 1 男遊び日 神社祭礼 日待 盆 盆 盆 休日、日待	18 17 15 2 雨乞い 遊び日 暑中見舞い 休日、雨乞い	26 8 5 4 節句 節句 休日 仁王経、月待	12 6 4 2 参詣 参詣 参詣 参詣	29 22 21 9 5 3 法事 節句 講 参詣 遊び日 男遊び日 男共遊候 男共遊候 男共遊候 参宮日待に呼ばれる
大悲願寺	寒中見舞いかえびす講	仁王経、月待	大悲願寺	男共遊候 男神様(岩走神社)祭礼、家内一同遊候 音吉(手代)庭場祭礼日待へ 盆棚飾品捨てる 小麦饅頭で祝い、袖女宿入り 男共休、当主盆礼に 二一〇日(厄日)、三日正月、日待 二二〇日	雨乞いに立ち会う 男共・家内共遊候 大悲願寺の夏振る舞いへ 三日正月、二度目の雨乞い、雨乞祝いして遊候	仁王経、二六夜待祝い(嘉永六「大悲願寺様二頼仁王経」) 三日正月	参詣 参詣 参詣 参詣 音吉(手代)御岳山へ年礼に 舊蒲で屋根ふき、拍餅拵え祝い 赤飯・酒、家内座敷で祝い 三日正月	祖母三三回忌、四人招き法事 家内へ白酒を出し本膳で祝い 大山御手長講へ行く 仙吉(奉公人か)暇を取り今熊山へ 家内遊候 男共遊候 男共遊候 参宮日待に呼ばれる
大悲願寺へ祠堂金勘定に行く	大悲願寺へえびす講祝い女共は遊ばず、当主九ツ後に大悲願寺へ	上岡観音講中へ日待をふれに行く 例年の通り赤飯・酒を出し祝い、遊候 仁王経、二六夜待祝い、講釈師滞在	男共朝草刈り帰り候而遊候 彼岸の入り、「悲願寺米ヲ三駄付け行候」 一七〇二日大悲願寺へ住持入院の手伝い	男共遊候	15日 天王宮神事法楽 諸方暑気見舞い、門末青銅一〇疋	端午節句 (末寺・門徒・檀家など見舞) 節句前に旦方へ蚕守配布	御影供へ参詣多数(万記録) 一日 夏報恩講開白、門末灯明料五〇文 八日 誕生会 蚕守、疫病流行の折りには付守も 一七日 東照宮法楽(近隣門末のみ) 集会し大般若転読礼・蚕守本堂中に置き参詣者へ施す	宗門改(二月末から四月初め頃、名主方へ) 一五日 資堂金取り立て、電守配布(万記録になし) 二一日 御影供、門末燈明料青銅二〇疋、店が出る 資堂金取り立て、年預交代 節句(末寺・門徒・檀家など見舞)
冬報恩講開白	二一日 月御影供 帯解 赤飯・扇子など遣わす 小作年貢取り立て	節句前礼配り 一九日 大悲願寺内清瀧神祭(末社から献じ物)	十五夜	一日から聖霊へ香奠、灯明 檀家盆供受納、門末盆供白米三升 七日 岩走神社で大般若転読 一〇日 四万六千日観音へ香花灯供える 一四日 施餓鬼 旦中残らず集まり法要(願いにより個別の修法も) 初旬 穂掛、近隣末寺・檀頭などへ振舞				

12月		
13	男共遊び日 正月準備か	朝餅搗き、五春搗き、男共遊候、今夜家内休候 せち搗はじめる
		一二日 興教大師忌日一日免陀羅尼(十一面観音カ)読誦 一二日か一三日 煤払い 一四日から二四日釜注連、三本破一本注連一つ 二七日 餅ねり 檀頭など招く 年末 納豆配り檀頭などへ 寒氣見舞い 門末青銅一〇疋 新蕎麦振舞 覚錢講

注 大悲願寺 四節に仁王經読誦。

民間習俗とのかわり

延宝二年(一六七四)に伊奈村上村組で寒念仏供養塔を建て、同村内の明光寺に開眼を頼んだ。大悲願寺住持信盛は「従往昔以来伊奈村中之事者、惣鎮守宮沢明神之祭礼導師本地供毎年相勤二付、自余之末社其外堂塔供養皆々従当山致引導来り候」とし、「如千季之自今以後者、於伊奈村二かやう成儀いたさせ申間敷」との一札を伊奈上村年寄や伊奈新宿名主らから取つてゐる。大悲願寺は、惣鎮守宮沢明神(岩走神社)祭礼の導師を勤めてゐる事を梶子に、伊奈村中の供養の権利を主張し、これを獲得したことが窺える。このため日待などでの法要(帳簿収入に確認できる)やその石塔開眼に呼ばれることもあった。文化十年閏十一月の女中念仏講地蔵開眼には「當り障り有之候間、病氣之体二而罷出不申候様」と仮病による不參を依頼されている。この時の住持法明は依頼通りに不參したようだが、内々に相談があつたといへ「差留候杯甚不宜」としてゐる。断りを入れられてゐる事例だが、文化期にも日待や念仏講と関係していたことがわかる。

石川家の年中行事には農業・養蚕の成就や健康祈願、村内での親

睦を深めるためのもの(日待など)など多様な民間習俗が確認できる。大悲願寺と関わりがあると考えられるものは、四節に行われる仁王経や稲荷の法楽、夏の雨乞い、七月の灯籠、盆の精霊棚などである。三月の御影供や六月の天王宮神事法楽、七月の岩走社祭礼(大般若法要)、十二月の清龍神祭は祭礼で遊び日となつてゐるようである。いくつかの事例では、かわりが見られるものの多様な民間習俗全てを覆い、深く結びつくような関係ではなかつたと考えられる。また、石川家の記録からは、真言宗信者間のつながりを見ることは出来ない。

五、布施収入

葬祭の布施

表一では「野布施」の額は一般檀家で使僧のみの場合二百文程度、住職が請待を受けた場合には五百文以上となつてゐる。特に檀頭となると一貫文以上となつてゐる。さらに伴僧や供への支払いなどが加わり、伴僧に百文から五百文、弟子へは百文程度で、供の挟み箱・草履取・六尺へは百文程度となつてゐる。「且払」では一般檀

家で一分二朱から二分程度となつてゐる。檀頭層が大体一両ほどである。前述の政右衛門葬式の記述では一般檀家で戒名が道号付き信士号の場合三分(三百疋)、道号無し使僧で二分(二百疋)、色幕代は一分(百疋)となつてゐる。大凡の相場はあつたらしい。色幕代は二百文から一両、贈り物には帯・綿・単物などが用意された。贈り物の代金に二百文から一両ほど支払う例もみえる。当然のことながら葬儀にもつとも費用をかけてゐるのは檀頭層であつた。宮沢家の寛政十二年の旦那では野布施一貫文・礼金一両・幕代二分と掛無垢一つを納めたが、手元が「不如意」であるとの断り口上があつた。贈物が少ないことについての謝罪らしく、檀頭層は相応の布施が求められたことであろう。年忌は高額な者で百文から二分、卒塔婆代は百文から五百文程度となつてゐる。

戒名費用

戒名代は表一から永代居士・大姉号が五両、永代道号が三両、一代の居士・大姉号が一両であつたことが分かる。表四の文政三年には十兩と高額な支払いも見える。こうして支払われた戒名代は「右之金子(道号書き換えの布施)之内未納分、老面式分伴七方二有之、天明八申冬催促候而、伴七江老面式分資堂金貸し付之証文取之、資堂金之内江加之候」と資堂金(寺院修復のための費用)へ入れられる史料が見られ、戒名代は菩提寺を維持管理するために用いられるものであつたと思われる。

寛政二年の一代限大姉号のおさきの事例では、三兩の官金を受け取り、特に願われたわけではないが「外二兄弟之牌名も右官金之内

二而」改めると兄弟の戒名の変更を行つてゐる。また、内々に値引きしてゐる事例もある。寛政七年に銀右衛門から永代道号を求められると証文には三兩奉納があつたと記してゐるが、実際には金二分を減額してゐる。これは「此家之事ハ原野村雲東^{モトノ}医家二而道号付之処、雲東之娘二下男富右衛門を合候後、無道号、今亦依頼以古來之例免之候、尤富右衛門系凶者治右衛門二而断絶也、今之^{モトノ}金右衛門者屋敷を立候迄二而、留原村出生也」と、銀右衛門が断絶していた元道号付きの家を再興したためであつた。戒名が家格を示すものであつたことを窺える。

祈禱料

加持・祈禱にはいくつもの種類があり金額も一定ではない。天保十二年で件数の多い護摩の場合、三百文から一兩となつてゐる。一分から二朱程度がそれぞれ二十件くらいあり三百文が十件位である。加持料は百文から一分で、一人につき百文から一朱程度であつた。祈禱料は大体一朱から一分だが様々な額が見え傾向は見られない。安いものではなかつたようである。

寺院経営と布施

大悲願寺の収入について大体の傾向を見ると、山代金が突出して多額で次いで貸付金、布施の順となつてゐる。布施収入は文政十一年より大幅に増大しているが、収入の柱は山林代金と貸付金であつた。また、小作・年貢代も天保十二年に減少しているが他では安定しており、慶応期には倍増している。事例が少なく帳簿の性格も異

なるので大まかな傾向しか示せないが、大悲願寺の特色は山林収入が多く次第に布施収入が増加している点にあるといえよう。

終わりに

大悲願寺の葬祭事例などを見てきたが、以下に簡単に纏める。

葬式の件数は天和から享保期（戒名数からの類推）以降には、檀家軒数が固定化したこともあり増加は見られない。しかし、文政期頃より追善廻向や年忌が増加していった。葬式が形式化・形骸化し、民衆の心から離れていったという評価もあるが、葬式のみを見るのではなく、廻向・年忌や後述の戒名の変遷を含めてみるならば、時代とともに祖先崇拜の深化・多様化がなされたと評価出来るのではないだろうか。葬式自体も檀頭層以外が住職を請待するような形で手厚さを増していった。

次に戒名についてみると、享保期頃に信士・信女号と道号付きの戒名が増加すると、居士・大姉号による序列や、特定の戒名を授かることが出来る家などの由緒も生じた。そして、この序列は固定化するが、一方では新たに居士・大姉号などを求める動きも見られた。これは村落構造の変容に伴う新興勢力の地位向上を目指す動きともいえよう。⁽⁶⁾大悲願寺二十四世如環（一七三三—一七六一住職）は先例に配慮しつつ、基本的に檀家の要求に応じていたが、天明期から住持となった慈明は檀家の要求に應えるうちに慣習を緩めた。慈明のこうした対応は、伊奈村成就院や檜原村観音寺の戒名授与では争論に発展した。村落秩序への配慮をせず、寺院の論理を一方的に村社会へ強制することが出来なかったことを窺える。

また、大悲願寺は近世後期に祈禱件数を増加させていった。大悲願寺が檀家の葬式を執行するだけの寺院ではなく、民衆の多様化した現世利益や信仰要求に應えることができていたことを示している。大悲願寺は檀家以外からの多様な祈りの要求にも応え、様々な祈禱行為を行うことで、布施収入も増やしていった。⁽⁷⁾それは、大悲願寺が真言宗という祈禱系の宗派であったことのみならず、田舎本寺であり、伊奈村諸堂の供養権を持つなど、權威や権限を有していたためであると考えられる。

大悲願寺の事例からは、いくつかの先行研究で述べられるような信仰を強要し、布施を収奪する強権的な寺院像とは異なる姿を提示できたように思う。

葬祭と祈禱などの事例から寺院と民衆世界との関係を紹介したが、多くの課題を残すこととなった。布施収入を増大させた経緯については、加持祈禱へ多くの布施を支払う事が出来た民衆の経済力の伸展をみなければならぬし、葬式や戒名事例で見た新興の家々と村落秩序との関係については、村落構造をみなければならぬ。また、寺院が檀家や村落への配慮を必要とした背景、寺院の權威・権力の問題については、新義真言宗の在地教団組織の特色を考えなければならぬだろう。今後はこれらの課題に取り組んでみたいと考えている。

註

(1) 「日本仏教衰微之由来 其の一」から同「其の三」(『日本仏教史之研究 続編』金港堂、一九三一)のち「日本仏教史研究」四卷、岩波書店、

一九八四)。同「日本仏教史」七巻から十巻(岩波書店、一九五三から一九五五)。

(2) 澤博勝氏は①寺檀制度と本末制度を近世幕藩国家体制いかに位置づけるかという国家論・国家史②民衆世界いかに接近し影響を与えたかという仏教社会史研究③仏教思想史や国家イデオロギー研究といった方法論で克服が目指されたとし、その総括もされている(「近世の宗教組織と地域社会―教団信仰と民間信仰」吉川弘文館、一九九九)。

(3) 圭室諦成「葬式仏教」(大法輪閣、一九六二)、高荻利彦「近世日本の国家権力と宗教」(東京大学出版会、一九八九)など。

(4) 児玉識「近世真宗の展開過程―西日本を中心として」(吉川弘文館、一九七六)同「近世真宗と地域社会」(法蔵館、二〇〇五)、森岡清美「真宗教団と「家」制度」(創文社、一九六二)引野亨輔「近世宗教世界における普遍と特殊―真宗信仰を素材として」(法蔵館、二〇〇七)など。

(5) 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀制度」(吉川弘文館、二〇〇四)。

(6) 近世の葬式を扱った研究には以下のようなものがある。圭室諦成「葬式仏教」(大法輪閣、一九六二)と芳賀登「増補改訂 葬儀の歴史」(雄山閣、一九八七)は古代から近代までの通史である。圭室氏は古代から中世までを詳しく紹介し、芳賀氏は近世の叙述にも力を入れている。芳賀氏は葬儀や折禱は寺院が民衆から収奪を行うため企図され普及したという観点で論じられる。大雑把な言い方になるが、折禱や葬祭の普及を民衆の要求に応えるものか収奪と捉えるか実証面を含めて課題であろう。圭室文雄氏は「江戸幕府の宗教統制」(評論社、一九七〇)、「日本仏教史 近世」(吉川弘文館、一九八六)などで「葬祭から折禱へ」というシエマを展開される。しかし、議論の核である葬祭と折禱の実証がほとんどなされず、その定義 内容も曖昧な難点がある。実態を地域・宗派ごとに検証する必要がある。大藤修氏は「近世農民と家・村・国家」(吉川弘文館、一九九六)の二部二章において葬祭と村町共同体との関わりや日本全国の動向などを論じられ、村側の先祖崇拜の歴史的経緯を論じる。宗派性などは捨象

されている。仏教史からの返答が必要であろう。また澤博勝「近世の葬祭と寺院」(新体系日本史一五 宗教社会史)山川出版社、二〇一一)では葬式を巡る諸集団に注目することの重要性を指摘され、浄土真宗の事例を提示された。木下光生「近世の葬送と墓制」(「日本葬制史」吉川弘文館、二〇一二)は近世民衆葬送史の可能性を様々な提示されている。

(7) 戒名の歴史では小林大二「差別戒名の歴史」(雄山閣、一九八六)が戒名の歴史や近世の戒名作成マニュアルを紹介される。大悲願寺を扱った研究には以下の論文がある。加藤章一「五日市町大悲願寺の年中行事」(「仏教と民俗」一、一九五六)では大悲願寺の住持であった加藤師が自ら年中行事などを紹介される。宮田満「近世の村の寺の役割について」(「西垣晴次先生退官記念宗教史地方史論纂」刀水書房、一九九四)では、村内旧有力者と新興勢力との対立事例から旧勢力の権威維持や村内序列に寺院が果たした役割などを論じられ、同「近世村落における両墓制の成立と単墓制への移行について」(「常民文化研究」八、一九八四)では聞き取り調査と古文書から大悲願寺檀家の墓制を分析される。また「大悲願寺所蔵文化財調査報告書」にもいくつか論文が掲載され、石井道郎「日記が語る寺の暮らし」は大悲願寺年中行事を紹介されている。

(8) あきる野市横沢の大悲願寺所蔵文書。「大悲願寺所蔵文化財調査報告書」(上・下、東京都教育委員会)に目録が掲載されている。引用史料Noはこの目録による。

大悲願寺は五日市街道沿いの横沢丘陵の中腹にあり、三十二の末寺・門徒を抱える朱印地二十石の田舎本寺である。大悲願寺と門末、周辺地域寺院の概要については拙稿「新義真言宗田舎本寺大悲願寺とその門末に関する基礎的研究」(学習院大学人文科学論集、二十、二〇一一)参照。

(9) 「福生市史料編中世寺社」(福生市史編さん委員会編、一九八七)所収の大悲願寺過去帳(古代から享保十七年まで)より。圭室文雄「葬式と檀家」(吉川弘文館、一九九九)に寺院の年間の葬儀軒数は檀家数の大体一割に対応し、一軒の葬儀で寺院は凡そ一月分の収入を得る。葬式のみで

寺院を維持するには、最低百二十軒の檀家が必要であるとされる。大悲願寺の檀家は百軒程度なので、天和・享保期の戒名記録と大体対応している。

(10) 大悲願寺の二六世慈明・二七世法明が記した記録で備忘録に近い。天明七年(一七八七)から文化十四年(一八一七)まで書き継がれている。何年か欠年があり、記事の件数や内容にもばらつきがある。全文を書き下し、注や解説を付し「大悲願寺日記」(上・下)(五田市郷土館、平成五年、平成六年)として刊行されている。註では「日記」と略す。

(11) 檀家は時期によって変動があるが約百軒程存在し、内訳は伊奈村五十軒、館谷村四軒、上川口村六軒、三内村三軒、横沢村三十二軒(享保十六年七月、「檀家記録」I3-2、他に門前百姓も)伊奈村と横沢村を中心に周辺村落に分布していた。祈祷檀家については特に記録が見られず不明である。檀頭は横沢村野口家・伊奈村石川家・河野家・大福家・宮沢家・三内村三内家の六家である。石川家は伊奈村名主だったが、寛政期に年番制へと変わる。河野家や大福家は祖頭だったが、大福家は年番で名主を務めることもあった。宮沢家は伊奈村若走神社神職で、三内家も三内村三宮三内明神社神職であった。神職はこの二家のみである。

(12) 「日記」上、八二―八三頁。大悲願寺文書「万記録」C2-166。

(13) 「日記」上、注九九、四五頁。

(14) 「日記」上、注六六、三九頁。

(15) 「日記」下、四九―五十頁。

(16) 「一札」I3-34。

(17) 「日記」上、二五八頁。当主以外の妻・母・娘の葬儀にはこうした記述はみられない。宮沢家では如環(享保十八年から宝暦十一年の住持)の折りに石塔(墓石)二本を大悲願寺へ移していたが、この時自身の屋敷の墓所へ葬ることを願ひ出て、これ以降は屋敷墓へ埋葬を行うようになってくる。現在これらの墓を神社の横にみることができている。

(18) 「標書」I3-8。「口標」I3-18。

(19) 「永代奉寄進畑之事」I3-6①。「日記」下、十八頁。

(20) 「院号御願申上候」I3-26。「日記」上、一九七頁。「日記」下、一五九頁。

(21) 「日記」上、一〇〇、一〇一頁。

(22) 「日記」上、一〇四頁。

(23) 「万記録」C2-166。

(24) 「日記」上、一七八頁。「万記録」C2-171。

(25) 「日記」上、八九、九〇頁。「万記録」C2-174。

(26) 「日記」上、五一―五二頁。

(27) 「日記」下二〇三―二〇五頁。「以書付御願申上」I3-39。大悲願寺墓所は共同の埋め墓であったことも背景にあるように思われる。

(28) 「日記」下、二〇二頁―二〇五頁。「万記録」C2-189。引田村名主官治は遺体の処理の費用が難渋であると大悲願寺へ申し入れ、埋葬の願書にも署名している。途中から村民側にとって大悲願寺と交渉せざるを得なくなったようである。

(29) 表四では年忌と廻向を合わせて項目を立てた。「廻向」と記される場合や「〇〇回忌廻向料」とされるもの、「廻向」のみだが前後関係で年忌を示していると思われるものがあり判断としないためである。廻向は亡者のために読経や修法を行うもので、年忌は先祖供養のためになされたと考えられ、先祖供養の動向を把握するには不都合はないと思う慶応期の帳簿にははつきり年忌と記されている。ほかに卒塔婆や布施と記されるものも年忌と併せている可能性がある。

(30) 「続豊山全書」十七(続豊山全書刊行会、一九七四)。

(31) 「十王経」(中国成立)は中世に普及したが、近世になりその真偽が検討され年忌が仏説とし難い事となり、潮音(一六二八―九五)が聖徳太子の「大成経」を偽造しその根拠とした(圭室諦成前掲書)。「梵網経」も中国成立のいわゆる偽経である。

(32) 追福廻向が二月・五月・九月に集中している様子は残された史料から確認できない。

(33) 「福生市史上巻」(福生市史編さん委員会編、一九九三)。天保二年(一八三二)に院号居士号の禁止と石塔の高さ四尺まで衆僧は十人までという惣触が出されている(「禁令考五帖」「御書付留」伊達光寿「日本宗教制度史料類聚考」一九三〇)。

(34) 前掲「年忌月忌等追福回向本説論」に、禅門・禅尼号は禅宗で多く用いられ、禪家の風に順じて他の宗派でも中古以来流布していると書かれ、享保元年(一七一六)春に当寺檀越が残らず「前之横石壇」修造に尽力したので信士・女を許したとしている。

(35) 大福家は伊奈村の組頭、後に名主も勤める。分家は末寺成就院の檀頭。

(36) 「如環覚書」I 3-17③。

(37) 「以上書御願上申候」I 3-17①。

(38) 「口上」I 3-14。「口上覚」I 3-15。

(39) I 3-33。「日記」上、二百〜二百一頁。本家とともに願書を提出している。

(40) 「日記」下、十四〜十五頁。十七〜十八頁。

(41) 「日記」上、二二四頁〜二二六頁。「万記録」C 2-72。

(42) 「万記録」C 2-71。

(43) 「差上申済口証文之事」F 9-11。

(44) ①院号が伊奈村の者に付けられた事がないこと②院号は奢侈にあたるということ③この大福家が新家であることが村からの反対理由であった(大福家文書I 3-8①、五市郷土館蔵マイクロフィルム)。別の機会に紹介を行いたい。

(45) 「日記」下、一一三、一一四頁、一一二頁〜一二四頁。「万記録」C 2-76。檀頭石川兵左衛門や直右衛門別家の大福家は伊奈村村役人でもあり、この争論の収束に尽力していたと考えられる。同時期に大悲願寺も村内で石山一件という争論を抱えており、この対応にも石川家は関わっていた。慈明はこの二つの争論が原因で隠居をしたと思われる。

(46) 「日記」下、一〇一頁。「万記録」C 2-74。

(47) 「日記」下、二二八頁。「万記録」C 2-90。「御請一札之事」F 2-4-5。「以書付御願上申候」F 2-4-6。これらの事例は村落との関係に注目する必要がある。観音寺の事例では無住持院の管理に四郎右衛門が不満を持ち、それから派生した面がある。

(48) 「広説仏教語大辞典」(上巻、東京書籍二〇〇一)加持の項目④より。

(49) 「日記」上、九八頁。

(50) こうした寺院の姿を描いたものとしては圭室諳成「治病宗教の展開中世前期まで」(明治大学人文科学研究所紀要)三、一九六四)がある。

(51) 「日記」上、四九頁。

(52) 「日記」上、一六四、一六五頁。

(53) 大悲願寺は享保十六年まで毎年その後は三年毎に登城していた。寛政五年十二月には二日から二七日にかけて不動法二座を行っていた。「日記」上、一五三頁。

(54) 「密教大辞典」によれば、辛酉(かのととり)年は干支ともに金性で金と金で相剋し凶年とされたため、辛酉・甲子・戊申には政変等が起こらないように改元されたという。こうした風習は平安時代から室町時代まで続き、江戸時代に復活した。主に福徳田満・富貴成就の五大虚空蔵法を行うとされる。

(55) 「金門鳥敏二付可祈禱旨御触」D 2-20。触頭からの通達に「乍恐東照神君様、一派江被為成申置候御朱印御条目ニモ修法者護国利民之基也仍密宗之建立以此為肝心弥可抽四海安寧之丹誠と被為成下置候」と朱印状条目に記されるように修法は護国利民の基で真言宗が建立以来の肝心な点のため丹誠に行う旨が述べられ、「明年者前書之(金門鳥敏)通二候間、無油断抽精誠可有修行候」と油断無く行い、「各利分寺二理不尽三檀施を取集め之儀決而無之」とこれをもって理不尽に布施を集めてはならないとされる。

(56) 「日記」上、二五九、二六〇頁。

(57) 文化三年から天保十二年の間の住持は恵宝、慶応二年の住持は明盛で

あった。

(58) 大悲願寺の年中行事は宝曆期とされる史料(「歳中定式記」J36)と「万記録」・石井道郎氏の表(前掲「日記がかたる村の暮らし」)を参考で作成。石川家の年中行事は「福生古文書研史料」六号に纏められる嘉永五年のハレ行事に大悲願寺関係の記事などを加筆し作成した。個々の習俗については同書の解説を参照。

(59) 「日記」上、五五頁、九二頁。土砂加持であろう。

(60) 「日記」上、九二頁に「盆供メ白米一石六斗八升、銭二貫余ほか素麺など」とある。

(61) 「指上申一札之事」J1。前掲論文で宮田満氏は、このことから大悲願寺が伊奈村すべての宗教施設に対し支配権を持つことになったとしている。

(62) 「日記」下、二〇二頁。「万記録」C2189。

(63) 「万記録」では百疋 \equiv 金一分で計算され、南鍬一片 \equiv 二朱銀とされる。これで統一した。物価の例を挙げておく。奉公人給金、一年季作方一兩三分・一兩二分二朱、一年季飯炊き三分二朱(「万記録」天明八年)。十二疊の畳表替え三日間の手間賃五三五文(同天明八年)。檜(周囲六尺五寸)五〇兩、(六尺二寸五分)四五兩、(六尺二寸)三〇兩(同寛政六年)。たちばな四本二百文、小木五十文(同寛政九年)。豆腐一丁二二〜二十四文(文政三年「寺徳常例出入録」)。

(64) 「日記」下、十八、十九頁。

(65) 前述の宮沢家のように戒名料の代わりに土地の寄進例もある。

(66) 「御願申上候一札之事」I3125。道号の証文の端裏。外にもいくつか確認できる。例えば「日記」には寺修復のための材木代や瓦代に充てる例などがある。

(67) 「日記」上、一三三頁。「万記録」C2167。

(68) 「日記」上、一九二、一九三頁。「万記録」C2171。

(69) 村落構造の変化によると思われるが具体的な分析は今後の課題とした

い。

(70) 大悲願寺では布施収入が増加しているが、大悲願寺文書中に若干残されている門末寺院の帳簿類からはこうした動向を見ることは出来ない。

(付記) 史料の閲覧に際し、大悲願寺住職加藤章雄師、龍性寺住職草野光信師、をはじめ大悲願寺へお務めの方々にご多大な便宜をはかっていただきました。感謝申し上げます。